

相原小学校 P T A 会則



町田市立相原小学校 P T A

～ 2023年度 ～

相原小学校 P T A 会則

第 1 章 総 則

第 1 条（名称及び事務所）

この会は、相原小学校 P T A といい、事務所を相原小学校に置き、所在地は会計宅に置く。

第 2 条（目的）

この会は、保護者と教職員が協力して、家庭と地域社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とし、昭和 36 年 9 月 20 日設立する。

第 3 条（方針）

この会の方針は、次のとおりである。

1. この会は、特定の政党や宗教にかたよることなく、営利を目的とする行為は行わない。
2. この会は、他のいかなる団体勢力からも支配と干渉を受けない。
3. この会は、教育問題について討議し、意見を具申し参考資料を提出するが、直接学校の人事や管理に干渉しない。

第 4 条（活動）

この会は、第 2 条の目的を達成するために、学級 P T A を中心に次の活動を行う。

1. 会員相互の融和をはかり、良い保護者、良い教師となるための研修をする。
2. 家庭と学校との緊密な連携により、児童の生活環境をよりよくするための活動をする。

第 5 条（会員）

この会の会員となることができる者は、次のとおりとする。

1. 相原小学校に在籍する児童の保護者。（以下 P という）
2. 相原小学校に勤務する教職員。（以下 T という）
3. この会の会員は、すべて平等の権利と義務を有する。

第 6 条（会計）

この会の経費は、会費及びその他の収入によってまかなわれる。

1. この会には、定常的な活動経費を計上する一般会計と特殊な事由に必要な経費を計上する特別会計を設ける。
2. この会の会費は一児童年額 1 5 0 0 円とするが、一般会計及び特別会計の執行状況等を考慮し、当該会計年度の P T A 総会において決定することができる。
3. 一般会計及び特別会計の予算は、当該会計年度の P T A 総会において決定する。但し、特別会計の運用については、別に定める特別会計運営規則に定める。
4. 一般会計及び特別会計の決算は、会計監査を受けて総会に報告し、承認を得なければ

ばならない。

5. この会は、別に定める規定により、会費の減免をすることができる。

6. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

第 2 章 本部役員・会計監査役・委員

第7条（本部役員等）

この会の本部役員・会計監査役・委員は、次のとおりとする。

1. 本部役員

各学年よりP若干名（2クラスの学年P2名、3クラスの学年はP3名、ただし1年生を除く）、学校より2名（T2名）の委員を選出し、以下委員構成にて組織する。

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (1) 会 長 | 1名（P1名） |
| (2) 副 会 長 | 3名（P2名、T1名） |
| (3) 書 記 | 2名（P2名） |
| (4) 総 務 | 3名（P3名）但し、学年のクラス数によって変動する |
| (5) 会 計 | 3名（P2名、T1名） |

2. 会計監査役

前年度役員より2名（P2名）、学校より1名（T1名）の委員を選出し組織する。

- | | |
|----------|-------------|
| (1) 会計監査 | 3名（P2名、T1名） |
|----------|-------------|

3. 学 級 委 員

1年生・みどり学級は各クラス2名、2年生は1名、3年生・4年生・5年生は各学年より3名、6年生は各クラス3名、学校より1名（T1名）の委員を選出し、以下委員構成にて組織する。

但し、委員長又は副委員長の属するクラスは別に1名を選出することもできる。

- | | |
|-------------|------------------|
| (1) 委 員 長 | 1名（P1名） |
| (2) 副 委 員 長 | 2名（P1名、T1名） |
| (3) 書 記・会 計 | 2名（P2名） |
| (4) 委 員 | 各学年のクラス数によって変動する |

4. 広 報 部

1年生より2名、低学年（2年～3年）より各学年4名（P4名）、高学年（4年～6年）より各学年3名（P3名）、学校より1名（T1名）の委員を選出し、以下委員構成にて組織する。但し、推薦、立候補者数が定員数より多い学年があった場合は、（1年生は除く、そのまま2名選出）学年毎の定員枠を無くし、2年生～6年生迄合わせた選出人数（17名）の中で調整出来る。

- | | |
|---------|---------|
| (1) 部 長 | 1名（P1名） |
|---------|---------|

- | | |
|------------------|-------------------|
| (2) 副 部 長 | 2 名 (P 1 名、T 1 名) |
| (3) 会 計 | 2 名 (P 2 名) |
| (4) リーダー (編集、事務) | 6 名 (P 6 名) |
| (5) 委 員 | 9 名 (P 9 名) |

5. 学校プール支援委員

各学年より 1 名 (P 6 名)、学校より 1 名 (T 1 名) の委員を選出し、以下委員構成にて組織する。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 委 員 長 | 1 名 (P 1 名) |
| (2) 副 委 員 長 | 2 名 (P 1 名、T 1 名) |
| (3) 書 記 | 1 名 (P 1 名) |
| (4) 委 員 | 3 名 (P 3 名) |

6. 相談役

会長、副会長は退任後、相談役として席を置く。

第 8 条 (本部役員及び会計監査役及び各委員の選出)

この会の本部役員・会計監査役及び各委員の選出は、P T A 役員及び委員選出細則に定める。

本部役員、学級委員、専門部委員の兼務はできないものとする。

第 9 条 (本部役員の任務)

この会の本部役員の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、この会の代表として会務を総括し、総会・合同委員会・常任委員会・本部役員会を招集する他、この会の全ての会議に出席して意見を述べることができると共に会計監査に立ち会う。また必要ある場合は他の団体並びに機関の会議に、この会を代表して出席する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは、会長の職務を代行する。また、次期会長候補選出の取りまとめを行い、学校及び、常任委員と共に次期会長選出に当たる。
3. 書記は、総会・合同委員会・常任委員会の議事を記録し、会長の指示に従って、この会の庶務に当たる。
4. 総務は、書紀・会計の補佐、本部開催行事等の企画・立案・運営に当たる。
5. 会計は、この会の一切の収支をつかさどり、総会又は必要な場合はこれを報告する。
6. 本部役員は、次期 P T A 役員の選出のとりまとめを行う。
7. 相談役は P T A 活動において、会長、副会長その他委員の相談役としてその補佐を行う。また会長、副会長承認のもと P T A 活動の補助的な役割を担うことが出来る。但し、議決権は無いものとする。
8. 本部役員の兼務は認めない。

第 10 条 (会計監査役の任務)

この会の会計監査役の任務は、その年度の会計を監査し総会に報告する。また、必要と認めた場合は、その都度監査を行うことができる。

第11条（学級委員の任務）

1. 学級委員は、学級活動の向上を目的に、年間を通じて1回以上の行事・研修等を企画・実施し、保護者・児童・教職員相互の親睦を図る。
2. 学級委員は、学級活動の活動内容及び活動費用を常任委員会に報告しなければならない。
3. 学級活動費は、PTA総会において決定する一学級あたりの予算額を上限とし、その活動内容に無関係な物品等には使用できない。
4. 学級活動は、学年行事として合同開催することができる。

第12条（専門部委員の任務）

1. 広報部委員は、広報誌「すこやか」の発行およびその他の広報活動を行う。
2. 学校プール支援委員は、学校水泳授業の見守り活動の支援を行う。

第13条（本部役員及び会計監査役並びに委員の任期）

1. この会の副会長及び、会計の任期は2年、他本部役員、会計監査役並びに委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
2. 本部役員及び会計監査役並びに委員は、次期定期総会までその任務を継続するものとする。

第14条（欠員補充）

1. この会の本部役員及び会計監査役並びに委員に欠員を生じた場合は、これを補充することができる。
2. 欠員補充は、PTA役員及び委員選出細則に準じて行い、後任者の承認は常任委員会で行う。
3. 後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

第3章 会 議

第15条（総会）

総会は、この会の最高議決機関であり、全会員をもって構成する。

1. 総会は、定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は、年度始めに開催する。
3. 臨時総会は、合同委員会が必要と認めた場合に開催する。
4. 総会は、全会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

なお、総会の決議に関して議長に委任した会員については、総会に出席したもののみなす。

5. 総会は、次のことを審議及び承認する。

（1）活動報告

（2）決算報告及び会計報告

- (3) 本部役員及び会計監査役
- (4) 学級委員、専門部委員
(含む学級委員長・副委員長及び専門部の部長・副部长)
- (5) 紙面総会による、新年度会長事前承認
- (6) 事業計画
- (7) 予算
- (8) 会則の改廃
- (9) 特別委員会の設置及び特別委員の任命
- (10) その他の重要事項

- 6. 総会の議事は、総会出席者（なお、委任状を提出した会員は含まない）の過半数の同意をもって決定する。但し、賛否同数のときは議長が決める。
- 7. 総会の議長は、本部役員及び校長を除いた総会出席者から、その都度互選する。
- 8. 議長は、上記第6項の但し書きの場合を除いて、議決権を持たない。
- 9. 総会は、書面・電磁的方法で行うことが出来、実施方法は常任委員会で決定する。

第16条（合同委員会）

合同委員会は、本部役員・学級委員及び専門部委員によって構成し、総会に次ぐ議決機関である。

- 1. 合同委員会は、常任委員会が必要と認めたとき、又は構成員の3分の1以上の要求があったときに開催する。
- 2. 合同委員会は、次のことを審議及び承認する。
 - (1) 総会に提出する議案
 - (2) 総会決定に基づく具体的事業計画案
 - (3) 常任委員会より提出された各種議案
 - (4) 合同委員会の構成員より要求された各種議案
 - (5) 特別委員会の設置及び特別委員の任命
 - (6) 会則・細則・内規の制定又は改廃に関する改定案
 - (7) その他議長が必要と認めた事項
- 3. 合同委員会の議長は、その都度会長及び副会長の互選により選出する。

第17条（常任委員会）

常任委員会は、本部役員、学級委員会の正・副委員長、専門部の正・副委員長によって構成する。

- 1. 常任委員会は、必要に応じて開催する。
- 2. 常任委員会は、次のことを行う。
 - (1) 各種事業計画の立案及び実施
 - (2) 緊急事項の処理
 - (3) 総会及び合同委員会に提出する議案の作成
 - (4) 前年度本部役員の互選により、次年度の会計監査役員2名を選出する

(5) 特別委員会の設置及び特別委員の任命

(6) 欠員の補充

(7) その他事業の執行に関すること

3. 常任委員会の議長は、その都度会長及び副会長の互選により選出する。

4. 常任委員会は、必要があると認めたときは、他の団体及び機関と会合を持つ事ができる。

5. 常任委員会は、他の団体及び機関から協力要請があった場合、その行事等への参加の有無を決定する。

6. 常任委員会は、各行事の実行委員として企画・実施を行うPTA会員（該当行事主催役員を除く）の活動が、履歴(ポイント)として認められるか否かを決定する。認められた場合のポイント数については、『PTA役員及び委員選出細則』を参照の上決定し、実行委員募集時に周知する。

第18条（本部役員会）

本部役員会は、本部役員によって構成する。

1. 本部役員会は、必要に応じて適宜開催する。

2. 本部役員会は、総会及び合同委員会又は常任委員会の決定事項の執行に関すること、常任委員会への提案・報告事項に関すること、次期本部役員の選出に関することなどについて協議する。

3. 本部役員会の議長は、その都度会長及び副会長の互選により選出する。

第19条（学級委員会）

学級委員会は、学級委員によって構成する。

1. 学級委員会は、学級PTAを活動母体として、各学年及び各学級間の連絡調整を図ることを目的に開催する。

2. 学級委員会の議長は、その都度委員長及び副委員長の互選により選出する。

第20条（専門部委員会）

専門部委員会（広報部、学校プール支援委員、以降各専門部委員会という）は、各委員により構成する。

1. 各専門部会は、活動を円滑に行うことを目的に開催する。

2. 各専門部会の議長は、その都度委員会及び副委員長の互選により選出する。

第21条（特別委員会）

特別委員会は、総会及び合同委員会又は常任委員会において、PTA活動に必要と認められた場合に設置する。

1. 特別委員会の構成（含む特別委員の選出）は、常任委員会において決定する。

2. 特別委員会の委員長及び副委員長は、特別委員の互選により選出する。

3. 特別委員会は、特別委員会の委員長が招集する。

4. 特別委員会の委員長は、総会及び合同委員会又は常任委員会等においてその活動内

容を報告する。

5. 特別委員会の議長は、その都度委員長及び副委員長の互選により選出する。

第22条（会議の議決）

1. 第16条から第21条までの全ての会議の議事は、出席者（なお、委任状を提出した会員は含まない）の過半数の同意をもって決める。ただし、賛否同数のときは議長が決める。

2. 議長は、上記のただし書きの場合を除いて議決権を持たない。

第23条（学校長）

1. 校長は、全ての会議に出席して意見を述べることができる。

2. 副校長は、校長を補佐し校長に事故ある時は校長の職務を代行する。

第4章 雑 則

第24条（会則の改廃）

この会則の改廃は、総会の議決を経なければならない。

附 則

この会則は、昭和46年5月1日に施行し、同年4月1日から適用する。

昭和54年	3月 5日	一部改正
昭和57年	4月30日	一部改正
昭和58年	4月30日	一部改正
昭和61年	1月18日	一部改正
平成 2年	4月28日	一部改正
平成 5年	5月 1日	一部改正
平成 6年	4月30日	一部改正
平成 7年	5月 6日	一部改正
平成12年	5月19日	一部改正
平成13年	1月30日	一部改正
平成14年	1月30日	一部改正
平成15年	4月26日	一部改正
平成17年	5月 6日	一部改正
平成19年	5月 1日	一部改正
平成22年	5月 6日	一部改正
平成23年	4月28日	一部改正
平成25年	12月18日	一部改正
平成26年	4月25日	一部改正
平成27年	4月24日	一部改正
平成28年	4月28日	一部改正
平成28年	10月25日	一部改正
平成29年	10月25日	一部改正
平成29年	1月17日	一部改正
平成30年	11月 2日	一部改正
2020年	3月 1日	一部改正
2021年	3月 1日	一部改正

特別会計運営規則

本会は特別会計の具体的な運営方法を規定するため、以下のとおり規則を定める。

第1条（積立て）

1. 特別会計の細目として、事務機器積立金、周年事業積立金を設ける。
2. 各積立金は、会費の一部、一般会計収支決算の剰余金の一部、周年事業会計収支決算の剰余金、利息等を財源とする。
3. 各積立金の毎年の積立額は、一般会計及び特別会計の収支決算並びに特別会計からの支出が見込まれる活動計画等を考慮して予算計上する。

第2条（支出）

1. 各積立金の支出は、常任委員会の議決をもって本部役員会が執行する。
2. 各積立金は、組替えての支出は原則としてできない。但し、突発的な事由等の正当な理由がある場合は、常任委員会の議決をもって組替えて支出することができる。
なお、各積立金の組替えを行ったときは、その目的及び組替え額等を直近の総会において報告する。

第3条（運用）

各積立金は、本部役員会の責任において、安全性の高い金融機関への預金又は最も確実な方法により安定的に運用する。

第4条（報告）

各積立金の執行状況及び運用結果については、特別会計決算としてPTA総会に報告する。

附 則

この規則は、平成17年5月6日から施行する。

2020年 3月 1日 一部改定

P T A役員及び委員選出細則

第1条（P 会計監査役の選出）

この会のP 会計監査役2名については、常任委員会において前年度本部役員（副会長、会計）より互選する。

第2条（P 各役員の選出）

本部役員は、学級委員、広報部委員、学校プール支援委員の三者で協力し、立候補推薦用紙及び役員選出カードにより、次期役員の選出を行う。

各委員とも立候補推薦用紙の提出をもって候補者となり、定員に満たない役員があった場合は常任委員会でくじにより選出を行う。

第3条（付与ポイント）

各委員の付与ポイントは、別紙「P T A役員ポイント基準表」に定める。

ポイントの付与は、1年間P T A活動に従事した委員に付与するものとし、以下に定める活動条件を満たさなかった時は、年間の活動実績に応じたポイントの減算を行うものとする。

＜活動条件＞

会議体への出席、活動への参加が共に半分以下。

＜ポイントの減算＞

付与ポイント数を年間の会議体数、活動数で除し、会議体への出席数、活動への参加数を掛けた数を付与ポイントとする。（小数以下切り捨て）

第4条（ポイントの範囲と有効期限）

ポイントは世帯ごととし、有効期限はなしとする。

第5条（役員選出カードの記入と管理）

一世帯につき1枚の役員選出カードに、世帯の役員活動履歴（ポイント）を記入する。活動ポイントの記入は各委員長が行う。卒業、及び転出前に、返却する。役員選出カードの管理は本部役員が行い、原則として再発行は認めない。

第6条（立候補用紙及び推薦用紙の記入と管理）

1世帯につき1枚の用紙に、役員の推薦及び立候補の有無を記入する。

用紙の発行・回収を含む管理は本部役員が行う。

第7条（役員免除申請）

やむを得ない事情で役員を行う事が困難な場合は、その任が免除される。

但し、理由を文書にて提出し、その内容が承認された場合に限る。

承認はPTA 会長に一任する。

第8条（役員の承認）

各候補者は総会において承認を得たのち、本部役員、学級委員、広報部委員、学校プ

ール支援委員となる。

第9条（本部役員）

本部役員は、会長、副会長、書紀、総務、会計を互選により選出する。

第10条（学級委員）

学級委員は、委員長、副委員長、会計・書記を互選により選出する。

第11条（広報部委員）

広報部委員は、部長、副部長、会計、リーダー（編集、事務）を互選により選出する。

第12条（学校プール支援委員）

学校プール支援委員は、委員長、副委員長、会計、書記、リーダーを互選により選出する。

第13条（転入ポイント）

転入時は、その世帯に転入ポイントを付与する。ただし再転入時における、転入ポイントの付与はないものとする。

ポイント数については、立候補届の裏面を参照すること。

第14条（任期途中退任者のポイント）

役員の任期途中の退任によるポイント加算は、役員ポイントを12ヶ月で割り、活動月数を乗じたポイントとする。但し、乗じて得たポイントの小数点以下は切り上げとする。

第16条（T各委員の選出）

学校教職員については、互選により本部（副会長、会計）、会計監査役、学級副委員長、各専門部の副部長 各1名を選出する。

第17条（周年行事役員）

節目の年の周年行事に際しては、PTA組織の協力体制による円滑な遂行を図るため、具体的な行事等の企画・運営を担当する役員と兼務できる。

第18条（細則の改廃）

この細則の改廃は、常任委員会の議決を経なければならない。

但し、「各役員選出細則表」の改廃は、総会の議決を経なければならない。

「各役員選出細則表」

①立候補（推薦）者からの選出

- ・提出された立候補推薦用紙の内容により、下記の優先度を設ける。
推薦された方(注) > 第1希望で立候補された方 > 第2希望で立候補された方
(注)但し、本人の承諾があった場合に限る。
- ・立候補者が定員を上回った場合には、保有ポイントを考慮する。
- ・24ポイント未満の方 > 36ポイント未満の方 > 36ポイント以上の方
- ・正副の立候補（推薦）者を最優先とする。
- ・同条件の立候補者が定員を上回った場合は、くじでの選出となる。
但し、立候補によるくじにもれた方も、立候補者がいない役員の選出の対象となる。
- ・本部、広報、プール実行委員の選出については、扶養児童の在籍している学年で調整を行うが、すべての学年で定員を超える場合は、最も立候補者が少ない学年のくじで選出する。
- ・新5年生の学級委員については、他役員と同じ方法で仮選出を行う。
クラス分けにより仮選出された方で決められなかった場合は、下記の①～③の順にて、4月の保護者会で決定する。（担当 学級委員）
 - 1 立候補のくじでもれた方から選出
 - 2 保護者会での立候補
 - 3 基準ポイント未満の方のくじ
- ・1年生の役員選出は、4月の保護者会で行う。（担当 本部役員）



対象者が満たない場合

②立候補（推薦）者がいない役員の選出

24ポイント未満の方（役員経験4回以上の方は除く）の中から、くじにて選出を行う。（3月の常任委員会にて実施する）
くじは、本部→学級→広報→プールの順に行う。



対象者が満たない場合

36ポイント未満の方（役員経験6回以上の方は除く）の中から、くじにて選出を行う。



対象者が満たない場合

48ポイント未満の方（役員経験7回以上の方は除く）の中から、くじにて選出を行う。但し、※扶養児童が1人の保護者の方は除外する。

※扶養児童とは在校児童と卒業児童の範囲とする。
卒業児童数はPTA保管の役員選出カードにて確認する。

附 則

この細則は、昭和46年5月1日に施行し、同年4月1日から適用する。

昭和54年 3月 5日 一部改定

昭和57年	3月30日	一部改定
昭和58年	3月30日	一部改定
昭和61年	1月18日	一部改定
平成2年	4月28日	一部改定
平成5年	5月1日	一部改定
平成6年	4月30日	一部改定
平成7年	5月6日	一部改定
平成12年	5月19日	一部改定
平成13年	1月30日	一部改正
平成14年1	1月30日	一部改正
平成15年	4月26日	一部改正…（表形式付加）
平成16年	4月30日	一部改正…（表内改正）
平成17年	5月6日	一部改正
平成18年	5月2日	一部改正
平成19年	5月1日	一部改正
平成20年	5月1日	一部改正
平成21年	5月1日	一部改正…（一部ポイント改正・校外生活指導部員選出方法改正）
平成22年	5月6日	一部改正
平成23年	4月28日	一部改正
平成26年	4月25日	一部改正
平成27年	4月24日	一部改正
平成28年	4月28日	一部改正
平成29年	3月4日	一部改定
2020年	3月1日	一部改定

相原小学校 P T A 慶弔規定

本会は、下記により相原小学校の児童及び会員に対して慶弔の意を表す。

1. 児童及び会員が死亡の場合は金 5, 0 0 0 円を贈る。
2. 児童が 1 ヶ月以上入院の場合は、見舞金として金 3, 0 0 0 円を贈る。
3. 前項に規定するもの以外は、必要に応じてその都度本部役員協議の上決定する。

平成 6 年 4 月 3 0 日 一部改定
平成 9 年 5 月 1 9 日 一部改定

相原小学校 P T A 会費の納入及び減免に関する規定

1. 会則第 6 条の 2 項に定める会費は、原則として 1 年（1 2 ヶ月）分一括納入とする。
ただし、つぎの場合に限り、分割納入もできる。
(1) 経済的理由により、特に分割納入を希望する者。
(2) 上記の者であって、会長がこれを必要と認めた者。
(3) 分割納入を希望する者は、理由を明記のうえ、会長あてに申請しなければならない。
2. 転出者には払戻の請求により、在籍しない月分を速やかに返却する。
3. 転入者は転入した月から 3 月分までを、転入より 1 ヶ月以内に納入する。
4. 本会は、会則第 6 条の 5 項に定めるところにより、P T A 会費の一部又は全部を免除することができる。この場合の取扱いは、次のとおりとする。
(1) 経済的理由等により、特に減免を希望する者。
(2) 上記の者であって、会長がこれを必要と認めた者。
(3) 減免を希望する者は、理由を明記のうえ、会長あてに申請しなければならない。
5. 3 人以上の児童が在籍している家庭は、会費の納入後、決められた金額の返還を求めることができる。
金額は 1 0 0 0 円 × (児童の数 - 2) とする。

平成 6 年 4 月 3 0 日 一部改定
2 0 2 0 年 3 月 1 日 一部改定

< P T A 役員ポイント基準表 >

	役職	人員	ポイント	選出方法
本 部	会 長	1	60	2 クラスの学年から 2 名、 3 クラスの学年から 3 名、 但し、1 年生は除く。
	副会長	2	36	
	会計	2		
	書記	2		
	総務	3～		
学級委員	委員長	1	24	1 年生・みどり学級は各クラスから 2 名、 2 年生は各学年から 1 名、 3 年生・4 年生・5 年生は各学年から 3 名、 6 年生は各クラスから 3 名。
	副委員長	1	15	
	会計	1		
	書記	1		
	委員	16～	12	
広報部	部長	1	24	1 年生は学年から 2 名、 2 年生・3 年生は各学年から 4 名、 4 年生・5 年生・6 年生は各学年から 3 名。
	副部長	1	18	
	リーダー	6		
	会計	2		
	部員	9～		
学校プール 支援委員	委員長	1	24	各学年から 1 名。
	副委員長	1	12	
	書記	1		
	委員	3		
会計監査		2	2	
スポット 参加			1～5	企画準備等の規模を常任委員会に於いて検討し、あらかじめポイント数を決定し通知します。
転入 ポイント			6	一世帯あたりのポイントとなります



町田市立相原小学校 P T A